-住民基本台帳の閲覧状況を公表します-

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、田野畑村における閲覧の状況を下記のとおり公表いたします。

1. 閲覧期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで

2. 閲覧状況

(1) 国又は地方公共団体の機関による閲覧(住民基本台帳法第11条第1項)

閲覧請求 団 体 名	閲覧請求事由	閲覧の年月日	閲覧にかかる住民の範囲
防衛省	自衛官及び自衛官候補生の募集案内のため	平成 30 年 6月 19 日	平成4年4月2日~ 平成13年4月1日まで に生まれた者

(2)個人又は法人による閲覧(住民基本台帳法第11条の2第1項)

閲覧請求申出者 法人名(氏名)	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧にかかる住民の範囲
沼袋地区自治 振興会長	平成30年度敬老者(米寿者)への記念品贈呈のため	平成 30 年 8月 27 日	昭和5年4月1日~ 昭和6年3月31日までに 生まれた者
机地区行政区 長	平成30年度満70歳以上の者への長寿祝品贈呈のため	平成 30 年 9月 14 日	昭和24年3月31日までに 生まれた者